

# 食品用器具

食品用の器具・容器包装を  
取り扱う事業者のみなさまへ

## 容器包装の規制が変わります

- ・食品衛生法の一部改正により、食品用の器具・容器包装の製造者には衛生管理が求められます。
- ・特に、食品と接する部分が合成樹脂製の器具・容器包装の製造では、原材料として使用できる物質が定められたため、適切な製造管理が求められるとともに、販売先へ適切に管理された器具・容器包装である旨を、書面で情報伝達することが必要になりました。
- ・また、合成樹脂製の食品用器具・容器包装の製造者は、保健所への届出が必要になります。

### ◎ポジティブリスト制度の施行 (R2.6.1から)

食品と接する部分が**合成樹脂製の器具・容器包装**を製造する際は、**安全性が確認された原材料\***のみ、使用可能です。\*ポジティブリスト(PL)に載っている物質

#### 対象

食品や添加物に直接接触して使う調理器具や、ペットボトル、トレイ、びんなど、食品や添加物を入れる容器包装のうち、**合成樹脂製**のもの。(全体が合成樹脂製でなくても、食品と直接接触する部分が**合成樹脂製**の場合は該当します。)  
(乳幼児用のおもちゃも対象です。)



HPをチェック

#### 経過措置

R2.6.1より前に既に製造されていたものは、これからも使えます。それらと同じものを作ることも、しばらくは認められます。

- ① R2.6.1より前に製造や輸入等された器具・容器包装は、新たな制度の適用を受けないため、今後もその販売や使用に問題はありません。  
(今後も作り続けるためには、次の制限②があります。)  
R2.6.1の時点で、既に製造、輸入、販売、使用されていた器具・容器包装そのもの(最終製品に限る)は、**ポジティブリスト制度対象外**。
- ② 今後の製造又は輸入については、5年間の経過措置が設けられています。  
R2.6.1より前に、製造や輸入等された器具・容器包装と同様のもの※は、引き続き**製造又は輸入が可能です(R7.5.31まで)**。  
この経過措置期間(R2.6.1~R7.5.31)に製造、輸入されたものは、R7.6.1以降も**販売又は営業上の使用が可能です**。

※同様のもの…器具又は容器包装に使用されていた物質(合成樹脂の原材料)を、その使用されていた範囲内で使用して、製造又は輸入した器具・容器包装のこと。

「食品・添加物等の規格基準」(昭和34年厚生省告示第370号)の、器具・容器包装中「A 原材料一般の規格」に、PL制度に関する内容が追加されました。

### お問合せ先

|                    |              |                    |              |
|--------------------|--------------|--------------------|--------------|
| 佐久保健福祉事務所 食品・生活衛生課 | 0267-63-3297 | 木曽保健福祉事務所 食品・生活衛生課 | 0264-25-2235 |
| 上田保健福祉事務所 食品・生活衛生課 | 0268-25-7152 | 松本保健福祉事務所 食品・生活衛生課 | 0263-40-1942 |
| 諏訪保健福祉事務所 食品・生活衛生課 | 0266-57-2929 | 大町保健福祉事務所 食品・生活衛生課 | 0261-23-6528 |
| 伊那保健福祉事務所 食品・生活衛生課 | 0265-76-6839 | 長野保健福祉事務所 食品・生活衛生課 | 026-225-9065 |
| 飯田保健福祉事務所 食品・生活衛生課 | 0265-53-0446 | 北信保健福祉事務所 食品・生活衛生課 | 0269-62-3106 |
|                    |              | 長野市保健所 食品生活衛生課     | 026-226-9970 |

## ◎製造管理 (R2.6.1 から)

器具・容器包装の製造事業者が守るべき、衛生管理等の基準が定められました。

| 基準       | 内容   |
|----------|--|
| 一般衛生管理※1 | 施設設備の清掃・点検、従事者の教育・健康管理、それらの実施記録や製造記録・出荷記録の保管 等 |
| 適正製造管理※2 | PL制度に適合した原材料の使用と製品設計、危害の発生防止に必要な管理方法の規定と実施 等   |

※1: すべての器具・容器包装製造者に適用。施設内外の衛生保持、その他一般的な衛生管理に関することを規定している。(食品衛生法施行規則第66条の5第1項)

※2: 食品と接する部分が合成樹脂製の器具・容器包装製造者に適用。食品衛生上の危害発生を防止するために必要な、適正に製造を管理するための取組みに関することを規定している。(食品衛生法施行規則第66条の5第2項)

参考 業界団体が作成した  
手引書はこちら



記録は紙でも、  
電子データでも OK



## ◎事業者間の情報伝達 (R2.6.1 から)

- 食品と接する部分が合成樹脂製の器具・容器包装の製造、販売、輸入者は、その器具・容器包装の販売時に、相手（消費者を除く）に対して、器具・容器包装が**基準に適合している旨の情報伝達**をしなければなりません。
- 情報伝達は口頭ではなく、書面によります。

(契約締結時の仕様書、入荷時の品質保証書、業界団体の確認証明書等の書面を示すこと。)

基準に適合した合成樹脂製の食品用器具・容器包装の流通のためには、製造時の適切な管理と、流通時の基準に適合している旨の情報伝達が大切になります。

適正製造管理

製造者

適切に製造すること

保証書等

情報伝達

輸入者、販売者、使用者

適合品を取り扱うこと

## ◎保健所への届出 (R3.6.1 から)

- 食品と接する部分が合成樹脂製の器具・容器包装製造者は、保健所への届出が必要です。  
(詳細は保健所へご相談ください。)
- 既に営業中の事業者は、**令和3年11月30日**までに届出を行ってください。  
(届出後、内容に変更があった場合や、当該施設での営業をやめた場合は別途変更届や廃業届の提出が必要です。)

届出については、  
HPを確認！  
Webによる届出も  
できます。



届出書のイメージ

- 1 氏名・住所
- 2 施設名・所在地
- 3 営業の形態(業種)
- 4 主な取扱い食品等